

神戸市妊婦健康診査助成事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 13 条に規定する妊婦健康診査（以下、「妊婦健診」という。）の積極的な受診をはかり、妊娠中の異常の早期発見・早期治療を促進するとともに、安心して出産を迎えられることを目的として、妊婦に対し市が妊婦健康診査受診券（以下、「受診券」という。）を交付して妊婦健診費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

事業の対象者は神戸市に住所を有する妊婦とする。

3 実施主体

本事業の実施主体は、神戸市とする。ただし、妊婦健診は、神戸市長（以下、「市長」という。）と契約を行った兵庫県内の産科または産婦人科を標榜する医療機関及び助産所（以下、「医療機関」という。）が実施する。なお、神戸市に所在する医療機関のうち、一般社団法人神戸市医師会に所属する医療機関（以下、「医師会医療機関」という。）については、市長は神戸市医師会と契約を締結する。

4 申請及び認定

この要綱により助成を受けようとする者は、母子保健法第 15 条の規定に基づく妊娠の届出を行い、妊娠届出書により市長に交付の申請をしてその認定を受けなければならない。

ただし、本市以外で妊娠の届出をした妊婦（以下、「転入妊婦」という。）が本市に転入した場合は、妊娠の終了までに交付の申請を行うことにより、申請日から最大ひと月遡及して認定を受けることができる。

5 交付

市長は、前条により助成することを認定した者に対して受診券とバーコードシールを交付する。

6 受診券の種類と交付枚数

(1) 受診券の種類と交付枚数は以下の通りとする。

基本健診受診券（様式 4 号）	1 4 枚
血液検査等受診券①（様式 5 号）	1 枚
血液検査等受診券②（様式 6 号）	1 枚
血液検査等受診券③（様式 7 号）	1 枚
超音波等その他検査受診券①（様式 8 号）	4 枚
超音波等その他検査受診券②（様式 9 号）	8 枚

(2) 転入妊婦が本市に転入した場合は、受診券を交付する。ただし、母子健康手帳等において妊婦健診受診履歴を確認し、上記枚数から基本健診受診券および血液検査等受診券①について、前住所地で助成を受けた回数を減じた枚数を交付するものとする。

7 受診券の有効期間

- (1) 受診券の有効期間は交付日当日（ただし、交付後の受診に限る。）から出産（妊娠の終了）までとする。
- (2) 転入妊婦が転入日当日に受診券の交付を受けなかった場合、有効期間を交付日より最大ひと月まで遡及することができる。ただし、ひと月遡及した応当日と転入日のうち、いずれか交付日に近い日付を有効期間の始期とする。なお、遡及期間の定め方は民法第140条略歴的計算法および民法第143条暦による期間の計算を用いることとする。

8 助成の内容

別表1の通りの内容を行うものとする。

9 受診券の利用方法

- (1) 受診券の交付を受けた者は、妊婦健診を受診の際に受診券を医療機関に提出し、妊婦健診費用から受診券の額面を差し引いた額を支払うものとする。
- (2) 受診券とともに交付したバーコードシールの貼付なきものは利用できないものとする。
- (3) 受診券を受診前につづりから切り離して医療機関に提出したものは利用できないものとする。

10 費用の請求及び支払い

(1) 医療機関への支払い額

神戸市が医療機関に支払う額は、別表1のとおりとする。

(2) 請求

- ア 医師会医療機関は、妊婦健診終了後、受診券を神戸市医師会へ提出する。
- イ 神戸市医師会は、医師会医療機関から提出された受診券を取りまとめ、神戸市の主管課に報告し、月ごとに前項の額を医師会医療機関に支払う。
- ウ 上記以外の医療機関は、妊婦健診終了後、受診券を請求書に添付し、毎月10日までに主管課あてに請求する。
- エ 兵庫県外（日本国内）の産婦人科（または産科・婦人科）を標榜する医療機関及び出産を取り扱う助産所については、「神戸市妊婦健康診査県外里帰り助成金支給要綱」の定めるところにより本人に償還払いする。

(3) 支払い

主管課は、前条イまたはウの請求があった場合、すみやかに内容を審査し、請求金額に基づいて支払うものとする。支払に関して他に必要な事項は別途契約書に定めることとする。

11 譲渡、貸与の禁止

利用者は、受診券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

12 調査報告

市長は、必要があると認めるときは、医療機関に対して、助成金の執行状況について

報告を求め、または帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

1 3 助成金の返還等

市長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成を受け、また受けようとする事が明らかと認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

1 4 その他

この要綱の実施について必要な事項は、こども家庭局長が別に定めるものとする。

1 5 「神戸市妊婦健康診査実施要綱」（平成 20 年 7 月 1 日施行）及び「神戸市妊婦健康診査実施要領」（平成 21 年 7 月 1 日施行）は廃止する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

別表 1

受診券の種類	助成金額	検査項目	枚数	備考
基本健診受診券 (様式 4 号)	上限 5,000 円 とした実額	・ 定期健診 (問診・診察・検査 (子宮 底長・腹囲・血圧・尿・体 重など)・保健指導・その 他)	14 枚	各回の健診につき 1 枚 の使用。
血液検査等受診券① (様式 5 号)	上限 15,000 円 とした実額	・ 血液型(ABO,Rh)検査 ・ 不規則抗体検査 ・ B 型肝炎抗原検査	1 枚	各回の健診につきい ずれか 1 枚の使用。 基本健診受診券およ び超音波等その他検 査受診券との併用可 能。 基本健診のみを実施 時に血液検査券の単 独使用不可。
血液検査等受診券② (様式 6 号)	上限 4,000 円 とした実額	・ C 型肝炎抗体検査 ・ HIV 抗体検査 ・ 梅毒血清反応検査	1 枚	
血液検査等受診券③ (様式 7 号)	上限 3,000 円 とした実額	・ 風疹ウイルス抗体検査 ・ 血糖検査 ・ 血算検査 ・ HTLV-1 抗体検査 ・ その他	1 枚	
超音波等その他検査 受診券① (様式 8 号)	上限 3,000 円 とした実額	・ 超音波検査 ・ 血算検査 ・ 子宮頸がん検診 (細胞診) ・ 性器クラミジア検査 ・ B 群溶血性レンサ球菌 (GBS) 検査	4 枚	1 回の健診で複数枚使 用可能。 基本健診のみを実施 時に超音波等その他 検査受診券の単独使 用不可。
超音波等その他検査 受診券② (様式 9 号)	上限 2,000 円 とした実額	・ その他	8 枚	